

【別表】

令和 3年 4月 1日

(1) 介護保険一部負担金（本人負担）

(2) 利用料金

【通所介護】

3 時間以上 4 時間未満 (単位：円)

要介護度	通所介護費		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	368	736	1,104
要介護 2	421	842	1,263
要介護 3	477	954	1,431
要介護 4	530	1,060	1,590
要介護 5	585	1,170	1,755

4 時間以上 5 時間未満 (単位：円)

要介護度	通所介護費		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	386	772	1,158
要介護 2	442	884	1,326
要介護 3	500	1,000	1,500
要介護 4	557	1,114	1,671
要介護 5	614	1,228	1,842

5 時間以上 6 時間未満 (単位：円)

要介護度	通所介護費		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	567	1,134	1,701
要介護 2	670	1,340	2,010
要介護 3	773	1,546	2,319
要介護 4	876	1,752	2,628
要介護 5	979	1,958	2,937

6 時間以上 7 時間未満 (単位：円)

要介護度	通所介護費		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	581	1,162	1,743
要介護 2	686	1,372	2,058
要介護 3	792	1,584	2,376
要介護 4	897	1,794	2,691
要介護 5	1,003	2,006	3,009

①送迎料金は通所介護費に含まれます。

通常の事業の実施地域を超える場合の交通費。1Kmにつき 20 円/片道 頂きます

②食事代・・・600 円/回（おやつ代含む）

③その他加算

*入浴介助加算（Ⅰ）・・・40 単位/日

入浴サービスの提供

*個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ・・・85 単位/日

*個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・20 単位/月

機能訓練指導員 2 名等が共同して計画を作成し、それに基づく適切な運動機能向上サービスの提供

*科学的介護推進体制加算・・・40 単位/月

LIFE への情報提供を行い提供サービスの質の管理を行う

*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・18 単位/日

サービスの質の向上及び職員のキャリアアップを推進する

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと伴に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます

（個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。）

*送迎減算・・・47 単位/片道

事業所が送迎を行わない場合は片道につき減算行う

※サービス費の額の算定は、久留米市が定める介護報酬上の額を基準としています。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(3) 下記料金については、全額がご利用者の負担となります。

① 教養娯楽費（レクリエーション等にかかる費用）

利用 1 回あたり 実費

② コピー代

実費

③ 日常生活上必要となる諸費用（おむつ代等にかかる費用）

実費

(4) キャンセル料

利用者さまの都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料を頂きます。

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡頂いた場合・・・無料

②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡が無かった場合・・・食費のみ

(5) 料金の支払い方法

料金・費用は 1 か月毎に計算しご請求致しますので、原則、郵便自動引き落としとさせていただきます。(10 日引き落とし、再振替 20 日)

1 か月満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。